

令和8年度 保育所・幼稚園等入園案内



 南 会 津 町

令和7年11月

も く じ

1. 入所・入園の申込み	2
受付期間、申請窓口、入所・入園の対象となる子ども、提出書類-----	2～4
利用開始までの流れ（令和8年4月入所・入園の場合）、注意事項-----	5
2. 施設一覧	6
施設一覧-----	6
3. 保育料等について	7
(1) 保育料について	
保育料、年齢・クラスの取扱い、保育料の納入方法、	
保育料の変更・減免、保育料の半額助成（保育所入所応援助成事業）-----	7～8
保育所保育料基準月額-----	9
(2) サービス内容について	
保育時間、送迎について、給食、健康管理-----	10～11
(3) 特別保育事業等の内容について	
延長保育、預かり保育（一時預かり事業幼稚園型Ⅰ）、乳児保育、障がい児保育、一時預かり	
病児・病後児保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）-----	12～13
4. 子育て支援について	14
子育て支援センター、園庭等の開放、未就園児保育、-----	14
こども家庭センター『えがお ぷらす』、南会津町子育て支援事業一覧、	
児童発達支援事業所等一覧-----	15
5. 記載例	16
施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書-----	16～17
子育てのための施設等利用給付認定・変更申請所-----	18～19
就労証明書-----	20
南会津町税等預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書-----	21

1. 入所・入園の申込み

○受付期間

◇一斉受付（令和8年4月1日から利用したい場合）

令和7年11月4日（火） ～ 令和7年11月28日（金）

※受付期間を過ぎた場合は、二次選考として取り扱います。

◇随時受付（令和8年4月2日以降に利用したい場合）

入所希望日の2か月前から受付可能

○申請窓口

◇開所時間：8：30～17：15

本庁	健康福祉課子育て支援係	電話	0241-62-6170
館岩総合支所	町民課住民係	電話	0241-78-3325
伊南総合支所	町民課住民係	電話	0241-76-7713
南郷総合支所	町民課住民係	電話	0241-72-2225

○認定こども園、保育所、幼稚園とは

◇認定こども園

幼稚園機能と保育所機能の両方をもつ、教育と保育を一体的に提供する施設です。

◇保育所

保護者が仕事などの理由で、日中、家庭で保育できない状態にある児童を保護者に代わって保育する施設です。

◇小規模保育所

原則0～2歳を対象とした定員19人以下の保育施設で、保護者が仕事などの理由で、日中、家庭で保育できない状態にある児童を保護者に代わって保育する施設です。

◇幼稚園

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

○入所・入園の対象となる子ども

認定区分	保育必要量	対象者	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	満3歳以上で教育を希望する場合	認定こども園 幼稚園
2号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳以上で「保育を必要とする事由※」に該当し、保育を希望する場合	認定こども園 認可保育所
3号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳未満で「保育を必要とする事由※」に該当し、保育を希望する場合	認定こども園 認可保育所 小規模保育所

※2歳児クラスの児童については、満3歳の誕生日前日までに、3号認定から2号認定に自動的に切替を行います。お手続きは不要となります。

※保育を必要とする事由

	実施基準	説 明	実施期間の目安
1	家 庭 外 労 働	居宅外で働いている場合	小学校入学までの範囲で保育を必要とする期間
2	家 庭 内 労 働	家庭で児童と離れ、家事以外の仕事（自営や内職）をしている場合	
3	妊 娠 ・ 出 産	妊娠中や出産後間もないことにより安静が必要である場合	出産予定日の前後 2 か月程度
4	疾 病 ・ 障 害	病気、負傷または心身の障害がある場合	小学校入学までの範囲で保育を必要とする期間
5	看 護 ・ 介 護	同居の親族等の看護や介護に常時当たっている場合	
6	災 害 復 旧	火災、風水害、地震等による災害の復旧に当たっている場合	復旧が完了すると見込まれる期間
7	求 職 活 動	日中求職活動（起業準備等も含む）を行っている場合	最長 90 日が経過する日の属する月の末日
8	職 業 訓 練 等	学校または職業訓練校等に就学している場合（自動車学校、自宅学習や趣味の講座・カルチャーセンターは該当しません）	卒業・修了予定日の属する末日
9	児 童 虐 待 ・ D V	虐待や DV がある場合（おそれがある場合も含む）	保育を必要とする期間（小学校入学まで）
10	育 児 休 業	育児休業時に、既に保育施設に入所している児童が引き続き利用する必要がある場合	育児休業の期間
11	そ の 他	上記の 1 ～ 10 に類似すると町長が認める場合	必要と認める期間

【注 意】 ・ 祖父母等について、住民票上で世帯分離をしていますが、同じ家屋や同一地番の離れ等に居住している場合は同居となります。

・ 上記の表の 1、2 は、自家消費のための農業や、ボランティア活動など無収入で就労と認められない場合は対象となりません。月 48 時間以上の就労時間が認定の基準です。

○提出書類

認定こども園・幼稚園（１号認定）

- （１）施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書
※記載例 P16
- （２）子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
（幼稚園の預かり保育事業を利用する場合）※記載例 P18～19
- （３）添付書類※

認定こども園・保育所（２・３号認定）

- （１）施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼入所申込書
※記載例 P16～17
- （２）添付書類※

※添付書類（次に該当するもの）

	添付書類	該当者
1	就労証明書	就労者の場合 ※記載例 P20
2	求職活動申立書	未就労者の場合
3	介護（看護）状況申立書	親族の介護（看護）をしている場合
4	診断書（保育支給認定用）	同一世帯に疾病者・障がい者がいる場合 障がい者手帳等、疾病者・障がい者であることが確認できる写しでも可
5	母子手帳の写し	妊娠中の場合 写しを添付
6	在学証明書等	職業訓練等で就学中の場合 就学が確認できる写しを添付
7	児童扶養手当証書等	ひとり親の場合 離婚や死別が確認できる写しを添付
8	生活保護受給証明書	生活保護世帯の場合 写しを添付
9	市町村民税課税証明書	令和７年１月１日以降に南会津町に転入し、課税情報が登録されていない場合 原本を添付

※申込書等は各保育施設、本庁健康福祉課、各総合支所町民課に備えてあります。
申込書類に不足がある場合や記載漏れがある場合は、認定できないことがあります。
不備がないよう提出をお願いします。

○利用開始までの流れ（令和8年4月入所・入園の場合）

（１）入所申込…申請窓口（P2）の開庁時間内にお申し込みください。



（２）書類確認…提出いただいた申込書類を町で確認させていただきます。書類に不備や不足がある場合は、修正や追加提出をお願いする場合があります。



（３）入所・入園決定…各施設ごとの入所受入可能人数に応じて入所を決定し、入所承諾書を1月下旬頃保護者宛に送付します。

※希望する施設の受入可能人数を超えたとき、あるいは保育所の場合は、家庭での保育が可能と判断された場合には入所できない可能性があります。



（４）入所・入園説明会…2月下旬頃に各施設において説明会を行う予定です。新規に入所される方はお子さんの面談を兼ねて、保護者同伴で必ず出席してください。説明会の日時は各施設よりお知らせします。



（５）入所・入園式…4月上旬予定です。日程の詳細は、各施設よりお知らせします。

○注 意 事 項

【転所・転園について】

居住先住所の変更など、やむを得ない理由により施設の転所・転園を希望される場合は、現在通っている施設に「退所届」を提出したのち、あらためて入所申込を行ってください。

また、原則月初めからの転所・転園をお願いしております。

希望先の保育施設の空き状況により、必ずしも転所・転園できるとはかぎりませんので、あらかじめご了承ください。

【入所・入園の解除】

保育の実施要件を満たさなくなった、集団生活に支障をきたした、虚偽の申請の事実が判明したなどの場合は退所・退園していただくことがあります。

【申込書等の内容に変更があった場合】

申込書等の内容（住所、家庭構成、勤務先等）に変更があった場合や、入所を取り消したい場合は、必ず提出した窓口へ連絡してください。

【通常保育に慣れるまで】

集団生活に入る子ども達にとって生活環境の変化は、心と体に大きな影響を与える事があります。このため、保育所では児童の状況により、保護者の方に通常の保育よりも短い時間でお迎えをお願いすることがあります。

2. 施設一覧

地 域	田島地域				館岩地域	伊南地域	南郷地域
区 分	幼保連携型 認定こども園 (1・2・3号認定)	保育所 (2・3号認定)	保育所 (2・3号認定)	幼稚園 (1号認定) 小規模保育所 (3号認定)	幼稚園 (1号認定) 小規模保育所 (3号認定)	保育所 (2・3号認定)	保育所 (2・3号認定)
施設名	田島保育園	びわのかげ 保育所	田部原保育所	田島カトリック 暁の星幼稚園 小規模保育所	館岩幼稚園 小規模保育所	伊南保育所	南郷保育所
所在地	田島字向川原甲 1210 番地 114	永田字枇杷影 1 番地 1	田島字田部原 90 番地	田島字根小屋甲 4242 番地	松戸原 55 番地	古町字千苺 157 番地	片貝字中田 98 番地
電話番号	0241-62-1046	0241-62-9700	0241-62-3996	0241-62-0568	0241-78-3430	0241-76-2034	0241-73-2900
定 員	90 人	90 人	60 人	25 人	82 人	60 人	60 人
開所時間	標準時間：7:00～18:00（18:00～19:00 延長保育） 短時間：8:00～16:00（7:00～8:00、16:00～19:00 延長保育） ※館岩幼稚園小規模保育所 7:30～18:30						

【注意事項】

- ・田島保育園は令和8年度より認定こども園へ移行予定です。
- ・令和8年度は入所定員見直し中のため、定員変更となる可能性がありますのでご了承ください。
- ・教育・保育給付認定の申請と施設入所申込が必要です。1号認定は直接各施設へ、2・3号認定は役場担当窓口まで申請ください。
- ・保育サービス等の内容は、P10～14をご確認ください。詳細は各施設で異なりますので、直接各施設にお問い合わせください。

3. 保育料等について

(1) 保育料について

○保 育 料

南会津町では保護者の負担を軽減するため、国の基準より保育料を低く抑え、独自に年齢別の基準額を定めています。さらに、3歳児クラス以上の保育料と副食費を無償化しています。(通園費用、主食費、傷害保険料、行事費などは保護者の負担となります。)

子どもの年齢 (4.1 現在)		認定こども園		保育所	小規模保育所	幼稚園
		1 号認定	2 ・ 3 号認定	2 ・ 3 号認定	3 号認定	1 号認定
3 ～ 5 歳		無料 ※	無料	無料	—	無料
2 歳	誕生日後		応能負担	応能負担	応能負担	※
	誕生日前					
0 ～ 1 歳						—

※認定こども園、幼稚園の1号認定については、2歳の誕生日後（満3歳）から入園することができ、保育料が無料となります。別途申請が必要となります。

毎月の保育料は、原則として入所児童のクラス年齢と、保護者の住民税課税額の合計額に基づき算定します。祖父母など扶養義務者が家計の主宰者である場合は、父母に加えてその方の分も加算されます。また、**保育料の算定方法は町立・私立とも同じ**です。

4月から8月分保育料 → 前年度住民税額（前々年の所得）により算定

9月から3月分保育料 → 当年度住民税額（前年の所得）により算定

保育料の詳細は保育料基準額表（P9）を参照ください。

病気や家庭の事情などにより登所できない場合も在籍の事実をもって保育料がかかりますのであらかじめご承知おきください。

○年齢・クラスの取扱い

令和8年4月1日時点の年齢が、令和8年度のクラス年齢となります。

クラス年齢	生年月日
0歳児クラス	令和8年4月2日～令和9年4月1日
	令和7年4月2日～令和8年4月1日
1歳児クラス	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2歳児クラス	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日

○保育料の納入方法

保育料の納入方法は、特別な事情がある場合を除いて原則、口座振替による納付をお願いしています。口座振替申込書は、町、町内金融機関、各施設に備えてありますので、記入例(P22)を参考に希望される金融機関でお手続きください。

上のお子さんが口座振替の手続きを完了していて、下のお子さんが新たに入所する際は改めて口座振替の手続きをお願いしています。

○保育料の変更・減免

結婚や離婚等により世帯の状況に変更があった場合、修正申告を行った場合や転職した場合等は、認定区分や保育料が変更となることがありますので、必ず保育所または健康福祉課へ申し出てください。

また、罹災した場合や、児童が傷病により14日以上入院し登所できない場合には、保育料が減免されることがありますので、保育所にご相談ください。なお、変更・減免は原則として申請のあった翌月からの適用となります。

○保育料の半額助成（保育所入所応援助成事業）

南会津町では、令和5年度より国の無償化の対象とならない3歳未満児を対象とした保育所入所にかかる保育料の負担軽減を目的に保育料の半額助成を独自に実施しています。対象者には、当該年度の1月上旬に申請書を送付します。

助成金額：当該年度の4月から3月までの保育料合計額の2分の1の額

保育所保育料基準月額

令和7年11月現在

※欄内上段：保育標準時間、欄内下段：保育短時間

			保育料基準額（月額）		
階層区分	定義		2歳未満児	2歳児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円 0円	0円 0円	0円 0円
第2階層	市町村民税非課税世帯		0円 0円	0円 0円	0円 0円
第3階層	市町村民税の課税世帯であって、その所得割の金額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	13,700円 13,600円	13,700円 13,600円	0円 0円
第4階層		48,600円以上 97,000円未満	21,000円 20,800円	20,000円 19,700円	0円 0円
第5階層		97,000円以上 169,000円未満	31,200円 30,800円	29,100円 28,700円	0円 0円
第6階層		169,000円以上 301,000円未満	42,700円 42,100円	35,900円 35,400円	0円 0円
第7階層		301,000円以上 397,000円未満	56,000円 55,200円	43,400円 42,800円	0円 0円
第8階層		397,000円以上	72,800円 71,700円	56,600円 55,800円	0円 0円

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等

		保育料基準額（月額）		
保護者がひとり親（母子又は父子家庭）の場合、在宅家族に身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた方がいる場合	階層区分	2歳未満児	2歳児	3歳以上児
	第3階層	6,900円 6,800円	6,900円 6,800円	0円 0円
	第4階層のうち所得割額が77,101円未満の世帯	10,500円 10,400円	10,000円 9,900円	0円 0円

割引制度

同時入所（※）

未就学児童が同じ又は他の保育所、幼稚園等に入所している場合
第2子目：基準月額の1/2の軽減
第3子目以降：無料

多子軽減（※）

第3子目以降の3歳未満児について、
第2～4階層までは約1/2、
第5～8階層までは約1/4の軽減

入院等の減免

入所児童が傷病により14日以上入院した場合は、申請により日割りで減免を受けることができます。

※所得割額等により算定方法等が異なる場合があります。

年齢区分

3歳以上児

保育実施年度の4月1日までに満3歳に達する児童及び達している児童をいう。

2歳児

保育実施年度の4月1日までに満2歳に達する児童をいう。

2歳未満児

保育実施年度の4月1日までに満2歳に達していない児童をいう。

(2) サービス内容について

○保 育 時 間

保育時間は、各施設により異なります。また、全施設で延長保育・預かり保育を実施しています。詳しくは、「施設一覧 (P6)」、または各施設にお問い合わせください。

○送迎について

①送迎は保護者の責任でお願いします。

他の人に頼むときは、前もって保育所に連絡をしてください。

②送迎時を利用して、お子さんの様子を保育士と話し合うよう心がけてください。

③田島保育園では、保護者会の要望（就労の手助け）として送迎バスを運行しています。

暁の星幼稚園小規模保育所でも送迎バスを運行しています。

館岩幼稚園では、年長・年中児の希望者は、降園時のみ利用可能です。

伊南保育所では、一部地域のみスクールバスによる送迎を実施しています。

送迎バスには、安全装置を設置しておりますので安心してご利用ください。

希望する方は、各施設へお問い合わせください。



○給 食

【給食のねらい】

◇児童の身体や心の発達を図る。 ◇食文化の伝承を促す。

◇児童の健康を増進し、体力の向上を図る。

◇楽しい雰囲気の中で望ましい食習慣や、栄養、衛生の知識を身につける。

【給 食 内 容】

◇田島保育園

・全園児、完全給食です。(調乳室完備)

・0歳児は離乳食(粉ミルクも用意してあります。)、1～2歳児はステップ食、3～5歳児は幼児食。発育状況に合わせて管理栄養士が調理・献立内容を作成しています。

◇暁の星幼稚園小規模保育所

・完全給食です。

◇町立保育所、びわのかげ保育所、館岩幼稚園小規模保育所

・1～2歳児クラスは完全給食、3歳児クラス以上の児童は、副食給食(おかず)となりますので主食(ご飯等)を持たせてください。

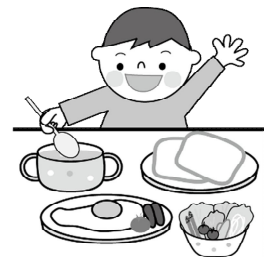
◇共通

・おやつは3歳児クラス未満が午前・午後の2回、3歳児クラス以上は午後1回です。

アレルギー体質の児童については、個別に対応し除去食を出しています。

・毎月、ご家庭に給食予定献立表を配布して、献立内容をお知らせします。

・また、食育の取組を実施しています。各保育所ではアレルギー献立表と確認表をお渡しします。



○健康 管 理

①検温

毎朝登所前に子どもの検温をお願いしています。これは、その日の子どもの体調確認と、前日までの様子を含め体調を崩す恐れがないか、登園が可能かを判断していただくためのものです。

各施設でも子どもの体調管理のため検温を行う場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせください。



②発熱や下痢

下痢や発熱、食欲が無いなど健康状態が悪いときにはご連絡いたします。その場合、お迎えをお願いすることがありますので、連絡先を明確にしておいてください。

③くすり

緊急にやむをえず薬を飲まなければならない場合は、薬の量や時間など連絡ノートで保育所に詳しくお知らせください。

ただし、医師から処方された薬のみの服用です。

町立保育所、びわのかげ保育所は「くすり連絡票」での依頼確認をします。

田島保育園では、服薬依頼書及び薬の説明書の提出が必要です。



④フッ化物洗口

虫歯予防のため、フッ化物洗口を実施しています。

（4歳児クラス以上の希望する児童に実施）

※田島保育園のみ3歳児クラス以上の希望する児童に実施。

⑤その他

子どもに発熱などの症状が見られない場合でも、いつもと様子が違うなど気になる点がある場合は、必ず保育所にお知らせください。

ひきつけ、間接脱臼、アレルギー体質、小児ぜんそく、心臓病、腎臓病など、日常生活において、注意又は配慮を必要とすることがありましたら必ず事前にお知らせください。

※前日もしくは当日の朝に変化がありましたら、保育士等に必ず口頭、又は連絡ノート等で伝えてください。



（３）特別保育事業等の内容について

○延 長 保 育

保護者の就労形態、家庭内のやむを得ない事情等のため、保育時間の延長が必要な場合に、保護者の申請により時間を延長して保育するものです。利用にはあらかじめ申込みが必要になります。詳しくは各施設へご確認ください。

【実 施 施 設】 全施設（館岩幼稚園小規模保育所を除く）

【利 用 料】 1回 300 円

※「保育標準時間認定」の方は 18：00 以降

「保育短時間認定」の方は 8：30 以前と 16：30 以降



○預かり保育（一時預かり事業幼稚園型Ⅰ）

保育が必要な幼稚園に在籍する子どもについて、正規の保育時間の前後又は長期休業日等に保育を行うものです。預かりの時間や料金体系は施設毎に異なります。

利用するには、事前に申込みが必要です。詳しくは各施設にお尋ねください。

【実 施 施 設】 田島保育園、田島カトリック暁の星幼稚園、館岩幼稚園

○乳 児 保 育

入所希望日の属する月の初日で、産休明けから満 1 歳未満の乳児を保育するものです。

【実 施 施 設】 田島保育園

○障がい児保育

心身の発達に不安のある児童を、各施設での集団生活により健全な発達を図ることをねらいとして保育を行うものです。

【実 施 施 設】 全施設 ※田島保育園は、児童発達支援事業所を併設しています。

○一 時 預 かり

保護者の通院、冠婚葬祭、里帰り出産等の理由で保育ができない方、保護者の育児等に伴う心理的・体力的負担を解消するなどの場合に、お子さんを一時的にお預かりするものです。利用には事前申込みが必要です。

【実 施 施 設】 町立保育所、びわのかげ保育所、田島保育園、暁の星小規模保育所
※町立保育所、びわのかげ保育所、暁の星小規模保育所 1 歳～
田島保育園 0 歳～

【利 用 料】 3 歳児クラス未満 1 日 2,000 円 3 歳児クラス以上 1 日 1,800 円

※保育時間が午前のみ又は午後のみ場合は半額となります。

※生活保護世帯の子どもの利用料は無料となります。

※一時預かりには、ひと月当たりの利用日数に上限があります。利用理由によって上限が変わりますので、詳しくはお問い合わせください。

○病児・病後児保育（体調不良児対応型）

児童の体調不良時の保育は保護者が行うことを原則としていますが、在園児が保育中に体調を崩すなどした場合に、保護者が迎えに来るまでの間、常勤の看護師が医務室で緊急対応を行います。

【実施施設】 田島保育園

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件等を問わずに時間単位で柔軟に利用できる制度です。

【実施施設】 田島保育園

【対象年齢】 6か月～3歳未満

【利用料】 1時間300円（月10時間まで）



4. 子育て支援について

南会津町では、パパママ応援交付金事業、児童手当、乳幼児医療費助成、こども家庭センター『えがおぷらす』を開設するなど、様々な子育て支援に取り組んでいます。ここでは、保育所や幼稚園等で実施している子育て支援の取組みについて紹介します。（詳しくは各施設にお問い合わせください。）



○子育て支援センター

子育て支援センターは就学前のお子さんを持つ家庭が、つどい、交流できる場です。

お子さんを遊ばせることはもちろん、子育てに関する相談を受けたり、子育て情報の交換、ママ友づくり等が行え、気軽に利用できる施設です。

また、西部地域では「つどいの広場」を開催しています。

【実施施設】 田島保育園子育て支援センター 電話 62-2677
びわのかげ子育て支援センター 電話 62-9703
つどいの広場（西部地域） 月に9回程度

○園庭の開放等

子育て中の家庭などを対象に、保育所、幼稚園の園庭等を開放しています。

親子の情報交換、子ども同士のふれあいの場、他児との関わり方を学ぶ機会等としてご利用ください。

【実施施設】 ・すくすく広場（9:30～11:00 祝祭日除く）
田部原保育所 毎月第1・3火曜日
伊南保育所 毎月第2・4火曜日
南郷保育所 毎月第1・3火曜日
・田島カトリック暁の星幼稚園
毎日 10:00～12:00
・館岩幼稚園
実施日は毎月発行の生涯学習カレンダーでご確認いただけます。

○未就園児保育

未就園の子どもを対象に「うさちゃんクラブ」を開催しています。

【実施施設】 田島カトリック暁の星幼稚園
毎週木曜日 10:00～12:00

○南会津町こども家庭センター『えがお ぷらす』

令和6年5月に安心して子育てができる環境づくりのため、健康福祉課内に「南会津町こども家庭センター『えがお ぷらす』」を開設しました。

『えがお ぷらす』は、妊娠や出産、子育ての様々な相談に応じ、必要なサービスやお手伝いできる機関を紹介するなど、町民が安心して妊娠・出産・子育てができるよう子育て世代を支援します。

【たとえば…】

- ・赤ちゃんを育てる自信がない、子育てがうまくできていない気がする。
- ・夜泣きが続いてつらい。
- ・ことばの発達が遅い気がする。発音が気になる。
- ・友だちとうまくやれているか心配。 等



【相談スタッフ】

子育て支援専門員（公認心理師、言語聴覚士、保育士）を中心に、保健師や専門員が関係機関と連携して、お母さんやご家族の相談に応じます。

【相談方法】

電話相談 62-6170（『えがお ぷらす』に相談とお伝えください。）

メール相談 egao@minamiaizu.org

※相談は無料、秘密は厳守します。

※来庁時の面談や訪問相談も対応します。



メールでの相談は
こちらから

【子育て情報を発信しています】

Instagram を開設しました。

ユーザー名 minamiaizutown_egao



アカウント
QRコード

○南会津町の子育て支援事業一覧

ホームページに子育てガイドブックを公開していますので、ご確認ください。



ホームページは
こちらから

○児童発達支援事業所等一覧

発達支援センターみなみあいづ（ひかり園） 0241-64-5313

さすけねえ和 おりはし 0241-64-7100

子どもデイサービスみなみあいづ（優雅内） 02241-64-5110

たじまこども発達支援ルームぱおぱおキッズ（田島保育園内）0241-62-1046

5. 記載例

認定こども園・保育所・幼稚園（2・3号認定）用入所申込用紙

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 兼 入所申込書

認定に必要な申請と同意ですので、保護者が必ず署名してください。
※押印不要

(元号)〇年〇月〇日

必ず父母両名の連絡先と続柄の記入をお願いします。

また、支給認定に必要な同一世帯員を含む市町村民税の情報を確認決定した利用者負担額について、利用施設に対して提示することを同意します。

保護者	氏名	南会 一郎		連絡先 電話番号	(自宅) 080 - 0000 - 0000 (母) 080 - 0000 - 0000 (父)
	住所	〒967-0004 南会津町 田島字後原甲3531-1			
児童	ふりがな	なんかい だいき	生年月日	性別	続柄
	氏名	南会 大輝	元号〇〇年〇〇月〇日生	男 女	子
	障がい者手帳等の有無	なし ・ あり ()			
	アレルギー等その他特記事項	なし ・ あり (「あり」の場合具体的に記入)			

保育の希望の有無(*1)	有	保育所等において保育の利用を希望する場合（保護者の労働又は疾病等の理由による：幼稚園等と併願の場合を含む） → 以降の項目①～③すべて、及び保育申告書に記入してください。
	無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く） → 以降の項目①、②について記入してください。

(*1) 事業所内保育をいいます。
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園をいいます。

① 世帯の状況

生活保護の適用	なし ・ あり (年 月 日保護開始)					
ひとり親世帯等の該当	なし ・ あり (□ひとり親世帯等 □在宅障害者のいる世帯)					
区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	備考
児童以外の世帯員	南会 一郎	父	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男 女	〇〇株式会社	
	南会 良子	母	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男 女	有限会社〇〇	
	南会 翔太	兄	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男 女	〇〇小学校	
	南会 太郎	弟	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男 女	〇〇保育所	
	南会 大介	祖父	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男 女	無職	
	南会 花子	祖母	元号〇〇年〇〇月〇〇日生	男 女		
			年 月 日生	男 女		

小学校に入学する前の3月31日を記入してください。

② 利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	元号〇〇年 4月 1日 から 元号〇〇年 3月31日 まで		
第3希望まで記入してください。	施設名及び希望理由		事業所番号(町記載)
	第1希望 ○○○○	(希望理由) 自宅から近いため	
	第2希望 △△△△	(希望理由) 母の職場に近い	
	第3希望 □□□□	(希望理由) 父の職場に近い	

入所選考は、保育の必要性の高い児童から入所を決定しますので、第1希望の人や1園のみの希望の場合が有利になることはありません。

認定こども園及び幼稚園（1号認定）へ入園希望の場合は、以下記入不要です。

(2面)

③ 保育の利用を必要とする理由等

※保育の希望の有無で「有」を○で囲んだ

日数と勤務時間を記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由 保護者の方（父母等）の状況を記入して下さい	続柄	必要とする理由	就労の状況（時間等を記入して下さい。）	
			居宅外労働	居宅内労働
父	父	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待・DV ☐ 育児休業 ☐ その他（ ）	月（ 25 ）日・1日（ 8 ）時間	月（ ）日・1日（ ）時間
			月（ ）日・1日（ ）時間	月（ ）日・1日（ ）時間
母	母	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護等 ☐ 災害復旧 ☒ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待 ☐ 育児休業 ☐ その他（ ）	月（ 21 ）日・1日（ 7 ）時間	月（ ）日・1日（ ）時間
			月（ ）日・1日（ ）時間	月（ ）日・1日（ ）時間

利用曜日は、基本的には勤務日数が短い方の勤務日等と同じくしてください。

希望する利用曜日・時間	利用曜日		利用時間
	月 曜日から 金 曜日まで	8時00分から 17時20分まで	

希望する保育必要量	☐ 保育短時間 (8:30~16:30)	☒ 保育標準時間 (保育短時間以外)
-----------	--	---

【父母の状況】該当する場合に記入してください

項目	母親
疾病・障害	入院・寝たきり・自宅療養・通院・その他 病名・障がい名（ ）
求職（申立）	就職先内定 ・ <u>就職先未定</u> ・ 起業
就学	学校・訓練校等名（ ）
妊娠	出産（予定）日： 年 月 日
【家族の状況】	
介護	介護・寝たきり・自宅療養・通院・その他 （ ）1日あたり平均（ ）時間
災害	年 月 日
虐待	からの暴力 ・ その他
育児	年 月 日）まで
その他	
【父母以外】	にいる方があれば記入してください
氏名	種 級

※6 勤務時間の変更等があれば、再度、保育短時間と保育標準時間の変更の申請ができます。

認定こども園・幼稚園（1号認定）用 預かり保育申請用紙

【記載例】

申請者の方へ この書類を施設に提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出して下さい。

元号〇年〇〇月〇〇日

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

(宛先) 南会津町長

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 施設の利用開始予定日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労・疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請する。認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する保育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のい

押印不要です。

保護者	フリガナ	ナンカイイチロウ	申請子どもとの続柄	父	居住地	〒 967 - 0004 南会津町田島字後原甲3531-1
	氏名	南会 一郎			居住地が市外の場合 市内転入後の住所	〒
	※ 自署の場合は印は不要です。					
子ども申請	フリガナ	ナンカイダイキ	現住所	〒	個人番号(マイナンバー)	
	氏名	南会 大輝	保護者と異なる場合のみ記載		個人番号(マイナンバー)	
認定種別	☒ 申請子どもは、施設の利用開始予定日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号) ☐ 申請子どもは、施設の利用開始予定日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)					左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。
保育を必要とする理由	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害等 ☐ 介護・看護 ☐ 災害・復旧 ☐ 求職・活動等 ☐ 就学 ☐ その他()					☐ 市民税所得割非課税に該当
	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害等 ☐ 介護・看護 ☐ 災害・復旧 ☐ 求職・活動等 ☐ 就学 ☐ その他()					
施設の利用	当年1月1日	☒ 現在所と同じ ☐ 現在所と不同				
施設の利用開始予定日の前年1月1日現在の住所	〒	☒ 現在所と同じ ☐ 現在所と不同				
※2.3. 現在所と異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年(前年)1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。						
同居者を全員記入して下さい。※個人番号欄は、父母及び生計の中心者のみ記入して下さい。						
ひとり親世帯等の有無		☒ 該当 ☐ 該当(ひとり親世帯) ☐ 在宅障害児(者)のいる世帯				
生活保護受給の有無		☒ 該当 ☐ 該当				
(生計の中心者の番号に○を付けて下さい)	フリガナ	ナンカイイチロウ	申請子どもとの続柄	父	生年月日	就労・通学・通園先又は単身赴任先
	氏名	南会 一郎			個人番号	〇〇製作所(株)
	フリガナ	ナンカイヨシコ	申請子どもとの続柄	母	生年月日	〇〇会社〇〇店
	氏名	南会 良子			個人番号	〇〇小学校
	フリガナ	ナンカイショウタ	申請子どもとの続柄	兄	生年月日	〇〇建設
	氏名	南会 翔太			個人番号	〇〇建設
	フリガナ	ナンカイタロウ	申請子どもとの続柄	祖父	生年月日	農業
	氏名	南会 太郎			個人番号	農業
フリガナ	ナンカイハナコ	申請子どもとの続柄	祖母	生年月日		
氏名	南会 花子			個人番号		
フリガナ		申請子どもとの続柄		生年月日		
氏名				個人番号		
フリガナ		申請子どもとの続柄		生年月日		
氏名				個人番号		

<必ず裏面も記入して下さい>

裏面の記載例 預かり保育

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚園を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ	〇〇〇〇ヨウチエン	所在地	〒 967- 〇〇〇〇 Tel 0241(〇〇) 〇〇〇〇 南会津町〇〇字〇〇1234-5
施設名	〇〇幼稚園	利用開始予定日	元号 〇年 〇月 〇日

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの 種類	所在地	利用開始予定日
同上	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	元号〇年〇月〇日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外 ・ 一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日

【記載例】

就労証明書

南会津町長

宛

- ・代表者名は、事業所における代表者の氏名（所長・店長等でも可）を記入してください。
- ・就労者が派遣社員の場合は、派遣元会社が証明してください。
- ・自営業などの場合、経営の主体となる方が証明してください。
- ・証明書の記入にあたり、記入要領を確認してください。

※ 証明内容で不明な点について、町から証明者に問い合わせることがあります。

証明日	西暦	2025	年	11	月	1	日
事業所名	〇〇製作所(株)						
代表者名	子育 太郎						
所在地	〇〇県〇〇町〇〇字〇〇4567-8						
電話番号	〇〇〇	—	〇〇〇	—	〇〇〇〇		
担当者名	子育 太郎						
記載者連絡先	〇〇〇	—	〇〇〇	—	〇〇〇〇		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																																																																																				
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☒ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																																																																																				
2	フリガナ	なんかい いちろう																																																																																				
	本人氏名	南会 一郎																																																																																				
3	雇用(予定)期間等	☒ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2010 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日																																																																																				
4	本人就労先事業所	名称 〇〇製作所(株) 住所 〇〇県〇〇町〇〇字〇〇4567-8																																																																																				
5	雇用の形態	☒ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																																																																																				
6	就労時間 (固定就労の場合)	<table border="1"> <tr> <td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計 時間</td><td>月間</td><td>225</td><td>時間</td><td>0</td><td>分 (うち休憩時間 1500 分)</td></tr> <tr> <td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☒</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">一月当たりの就労日数</td><td colspan="2">月間</td><td colspan="2">25</td><td colspan="2">日</td><td colspan="2">一週当たりの就労日数</td><td colspan="2">週間</td><td colspan="2">5 日</td></tr> <tr> <td colspan="2">平日</td><td colspan="2">8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60.00 分)</td><td colspan="10"></td></tr> <tr> <td colspan="2">土曜</td><td colspan="2">時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td><td colspan="10"></td></tr> <tr> <td colspan="2">日祝</td><td colspan="2">時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)</td><td colspan="10"></td></tr> </table>	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	225	時間	0	分 (うち休憩時間 1500 分)	☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐							一月当たりの就労日数		月間		25		日		一週当たりの就労日数		週間		5 日		平日		8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60.00 分)												土曜		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												日祝		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)											
月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	225	時間	0	分 (うち休憩時間 1500 分)																																																																									
☒	☒	☒	☒	☒	☐	☐	☐																																																																															
一月当たりの就労日数		月間		25		日		一週当たりの就労日数		週間		5 日																																																																										
平日		8 時 30 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60.00 分)																																																																																				
土曜		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																																				
日祝		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																																				
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																																				
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 9 月 年月 2025 年 10 月 24 日/月 216.00 時間/月 19 日/月 171.00 時間/月 21 日/月 189.00 時間/月																																																																																				
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																				
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																				
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																				
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																																																																																				
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)																																																																																				
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																																																																																				
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																																																																																				
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																				
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																																																																																				
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日																																																																																				
18	備考欄																																																																																					
19	保護者記載欄	<table border="1"> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td>☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> <tr> <td>南会 太郎</td><td>2022 年 6 月 6 日</td><td>田部原保育所</td><td></td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td>施設名</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>年 月</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>児童名</td><td>生年月日</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>年 月 日</td><td></td><td>☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)</td></tr> </table>	児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)	南会 太郎	2022 年 6 月 6 日	田部原保育所		児童名	生年月日	施設名			年 月			児童名	生年月日				年 月 日		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																												
児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																			
南会 太郎	2022 年 6 月 6 日	田部原保育所																																																																																				
児童名	生年月日	施設名																																																																																				
	年 月																																																																																					
児童名	生年月日																																																																																					
	年 月 日		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)																																																																																			

※19 保護者記載欄については、保護者本人が記載してください。

記入例

※○枠部分を記入し、ご希望の金融機関に提出してください。

様式第1号（第5条、第9条、第12条関係）

金融機関用

南会津町税等預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

取扱金融機関 御中

納入 義務 者	住所	〒□□□-□□□□
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	() -

私は、町税等の口座振替（自動払込）を下記のとおり（依頼）変更・廃止したいので、申請します。（ゆうちょ銀行は依頼のみ） ※該当内容に○をつけてください。

記

振替 指定 口座	民間金融機関	銀行・信金・農協		店（所）
	科目	1 普通預金	口座	
		2 当座預金	番号	
	コード	通帳記号（ ）		通帳番号（右詰で記入）
	166-30	※		
口座 名義人	加入者名	福島県南会津郡南会津町役場		口座番号
	フリガナ			02190-4-960043
	氏名			（お届け印）
	住所	〒 -		
	開始年月	年 月分		

どちらかを指定して記入してください。

口座番号は、右詰めで記入してください。

口座振替（自動振替）を希望する種目と、納付方法の該当する番号に○印を付けてください。

納付種目	納付方法	納付種目	納付方法
1 町県民税	1 期別 2 全期前納	11 ホームヘルプサービス負担金	
2 固定資産税	1 期別 2 全期前納	12 ショートステイ負担金	
3 軽自動車税		13 デイサービス負担金	
4 国民健康保険税		14 介護保険料	
5 保育料		15 水道料金	
6 学童保育負担金		16 下水道使用料	
7 住宅使用料		17 公共下水道受益者負担金	
8 幼稚園授業料		18 奨学資金返還金	
9 教職員住宅使用料			
10 後期高齢者医療保険料			

※ 口座振替日（払込日）は、各納期月の末日となります。ただし、教職員住宅は毎月25日が口座振替日（払込日）となります。（非営業日の場合は、翌営業日となります。）

※ この用紙は、納期限の1ヶ月前までに金融機関へ提出して下さい。

※ 固定資産税に係る納入義務者の名義で、個人、共有（○外○名）、相続分（○○相続分）がある場合は、それぞれに提出して下さい。

※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

○注意事項

口座振替依頼書が金融機関から役場に提出のあった月の翌月から口座振替を開始するため、ご希望の開始月から口座振替にできない可能性がありますのであらかじめご了承ください。



〒967-8501

福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1
南会津町健康福祉課子育て支援係

TEL 0241 (62) 6170

FAX 0241 (62) 6106

URL <http://town.minamiaizu.lg.jp>

